

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月4日
管理表No.	0209-80 改訂00

項目	コメント内容
外部火災 (第9条)	可燃物を搭載した車両(例えば、軽油貯蔵タンクに燃料補給するタンクローリー)等、一時的に敷地内に存在する火災源になり得るものについて、事業変更許可の段階において火災源として選定していないが、事業者として当該車両等について、敷地内の存在可能性を説明するとともに、火災源として選定していない理由を説明すること。その際、当該車両等に対して火災源として選定しなくてよい理由として、具体的対応があるのであれば説明すること。

(回 答)

入構してくるタンクローリーの燃料補給時は、給油取扱所において火気作業は厳禁とする等の防火措置を講じるとともに、万が一の火災発生時には速やかな消火活動及び通報連絡が可能であるため、先行電力と同様に火災評価の対象外としている。なお、その他の一時的に構内に持ち込まれる火災源になり得る危険物の取り扱い時も同様の措置を講じるため評価の対象外としている。

以 上